

答申第136号
令和4年8月2日
(諮問公第155号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和3年1月9日付けで、「自動車の保管場所証明等事務処理（OSS申請に関する事務処理も含む）について、各管轄署における事務処理の要領、標準処理期間、各種決裁における時間帯、証明書を発行する際の保管場所証明書・保管場所標章番号通知書・保管場所標章の綴り方・位置、その他この事務処理に関する行政文書（電磁的記録も含む）すべて。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和3年1月26日付け鹿交規第25号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第2条の規定に基づき、令和3年2月11日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 対象公文書につき、推測で開示決定がなされていない。

審査請求人は、審査請求する前に電話で問い合わせをし、応対した職員が、「それはないと思われる。」と、推測ととらえられる発言があった。それに対し、審査請求人は、「各管轄署に確認をされましたか？」との問いかけに対し、応対した職員は「確認はしておりません。」とのご回答をいただいた。

弁明書に対象公文書が存在しないとあるが、前段につき確認していないことは明らかであり、不存在と決定づける根拠は全くない。

イ 条例第3条の義務が果たされていない。

ウ 「知る権利」の侵害。

エ 自動車保管証明書発行につき、3日間で発行する署があったり、同じ4日目でも、午前中で発行する署がある一方、午後3時ごろに発行する署があったりと、事務処理がバラバラである。また、自動車保管場所証明書、保管場所標章、保管場所標章番号通知書の綴る順番、保管場所標章の綴る位置（右上だったり、左上だったり）があることは事実である。このことについても、根拠があつてしかるべきものである。

オ 条例第3条本文に反するだけでなく、条例第1条の目的を無視していることは明らかである。

今回の公文書一部開示決定は、到底条例第1条の目的に沿った内容であるとは思われない通知である。

カ 栃木県公文書開示につき、判例とあるが、高等裁判所の判断につき確定されたものではないことは明らかであり、この主張自体無効である。実際、最高裁判所で争われて、高等裁判所に差し戻されており、このことから確定されたものではないことは明らかである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 「自動車の保管場所証明等事務処理要領について（通達）」（平成30年11月21日付け鹿交規第241号ほか）（対象公文書①）

イ 審査基準（対象公文書②）

ウ 自動車の保管場所証明等事務処理（O S S申請に関する事務処理も含む）について、各種決裁における時間帯、証明書を発行する際の保管場所証明書・保管場所標章番号通知書・保管場所標章の綴り方・位置に関する行政文書（電磁的記録も含む）（対象公文書③）

(2) 一部開示決定の理由

ア 対象公文書①の「TEL」欄については、警察電話の内線番号であり、公にすることにより、事務妨害を目的とする架電等の対象となるおそれが高く、これにより、通常事務における必要な連絡、調整等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するため、不開示とした。

イ 対象公文書③については、存在しない。

ウ 正当な手続きを経て開示決定していることから、審査請求人の主張は失当である。

エ 原処分は請求内容に係る公文書が一部存在しないことを理由として行ったものであり、開示すべき公文書については全て開示されていることから、条例第3条に違反するものではない。

オ 実施機関における自動車保管場所証明書等の事務処理については、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）等の関係法令に基づき、対象公文書①を定めて運用しているほか、同事務処理に係る標準処理期間については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき定めた審査基準でこれを定めて運用しており、これらのほかに当該事務処理に関連して作成又は保管している令達文書等の公文書は存在しない。

開示請求に係る公文書としては、実施機関が特定した前記公文書以外に存在しないことから、実施機関による原処分は適法である。

カ 審査請求人が主張する知る権利の法的根拠について、審査請求人は明らかにしていないが、判例（東京高判平成3年1月21日）においては、憲法第21条と栃木県公文書の開示に関する条例における公文書開示請求権との関係について、憲法第21条の規定に基づいて直接的に発生するものではなく、条例によってはじめて認められたものである旨判示している。

審査請求人の開示請求権が、条例に基づく権利であることを鑑みると、これまで述べてきたとおり、原処分は、全て条例の規定に従ったものであることから、審査請求人の主張は失当である。

キ 本件対象公文書の特定に当たっては、実施機関の文書管理表を参考の上、保存文書を確認し、対象公文書①及び対象公文書②を特定した。

なお、事務処理要領については、業務を統括する交通規制課が定めるもので、各警察署及び各派出所の担当者ごとに作成するものではないことから、開示請求時には、各警察署及び各幹部派出所に対して、存在の有無は確認していない。

ク 対象公文書③に係る事項については、対象公文書①に定めがなく、部内のネットワーク掲示板を検索したが、該当する公文書は存在しなかった。

また、「各種決裁における時間帯」については、「鹿児島県警察事務の決裁に関する訓令」を確認したが、時間帯を設定する規定は存在しなかった。

なお、本件審査請求を受け、念のため、対象公文書③及び担当者が作成した事務処理マニュアル等の有無について、全ての警察署において存在しないことを確認した。

ケ 審査請求人の「審査請求する前に電話で問い合わせをし、対応した職員が、「それはないと思われる。」と、推測ととらえられる発言があった。」旨の主張については、審査請求人の電話に対応した職員の発言を指すものと思われるが、開示請求に基づき、

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

実施機関が対象公文書を探索し、特定している。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年3月12日	諮問を受けた。
4月14日	実施機関から弁明書の写し及び反論書の写しを受理した。
6月29日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
令和4年4月27日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
6月22日	諮問の審議を行った。
7月19日	口頭意見陳述申立書を受理した。
7月27日	諮問の審議を行った(審査請求人の出席はなかった)。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書である対象公文書①について条例第7条第6号に該当するとして一部開示、対象公文書③について公文書不存在のため不開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 対象公文書①に対する一部開示の妥当性について

(ア) 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)について

条例第7条第6号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、警察電話の内線番号を公にすることにより、事務妨害を目的とする架電等の対象となるおそれが高く、これにより、通常事務における必要な連絡、調整等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

警察電話の内線番号は、公にすることにより、警察に対して反発や反感を抱いている者からの業務の妨害を目的とした当該内線番号に対する電話を受けることで業務の停滞につながる等、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営に影響が及ぶことにより、通常業務における連絡や突発的な事案への対応等、警察業務の円滑な遂行を著しく困難にするおそれがあると認められる。

したがって、対象公文書①について、条例第7条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 対象公文書③の不存在を理由とする不開示の妥当性について

(ア) 自動車保管場所証明書等の事務について

実施機関が当審査会において説明したところによると、本件対象公文書③に係る自動車の保管場所証明等事務とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づくもので、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけることにより、自動車の駐車に関する規制を強化することで、道路の危険防止及び道路交通の円滑化を目的とするもので、一般的には「車庫証明」といわれている事務である。

事務処理に要する期間は、審査基準では標準処理期間5日以内と規定されているが、大規模署や小規模署で処理件数が異なるため、各警察署が実情に応じて、申請書受付日の翌日から起算して2日～4日後に設定している。

申請書受付後に現場調査が必要であることから、申請から証明書の発行交付までには一定の時間が必要となる。現場調査においては、当該場所が自動車の保管場所として確保されているか、使用の本拠の位置に本拠としての実態があるかを確認する。現場調査後に内容を審査し、申請者に伝えた証明書の交付日までに証明書を発行する。

(イ) 本件処分 of 妥当性について

審査請求人は、上記2(3)アのとおり、実施機関が不存在の理由が推測である旨主張しているが、このことにつき、実施機関は当審査会において、上記3(2)キからケまでのとおり、対象公文書を探索したことを説明している。

また、一般的な申請事務等においては、全所属において統一的な取扱いを図るため、業務を統括する主務課が事務処理要領等を定めるほか、必要に応じて、担当者が詳細な実務マニュアル等を作成することも考えられるが、このことにつき、実施機関は、上記3(2)クのとおり、全ての警察署においてマニュアル等を作成していないことを確認している。

さらに、審査請求人は、上記2(3)エのとおり、当該事務において、各管轄署によって、事務処理期間及び各種書類等の編冊方法等に関する根拠となる規程がある旨

主張している。

しかしながら、審査請求人の主張する事務処理期間及び各種書類等の編冊方法等、各管轄署ごとの相違については、審査基準内の軽微な相違であることが認められる。

加えて、仮に対象公文書③が存在した場合、事務処理期間及び各種書類等の編冊方法等が統一されると考えられるところ、対象公文書③が存在しないため、各警察署及び各派出所によって、事務処理期間及び各種書類等の編冊方法等が異なるとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、対象公文書③について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。